

この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第十八条(第三十条又は第三十五条の七において準用する場合を含む。)に規定する中止命令等を行う自然保護取締官である。

自然環境保全法(抄)

(中止命令等)

第十八条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

2 環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団

(準用)

体が行なう行為について、それぞれ準用する。(以下略)

第三十五条の七 第十八条の規定は沖合海底自然環境保全地域の区域内における特定行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団

(準用)

体が行なう行為について、それぞれ準用する。(以下略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

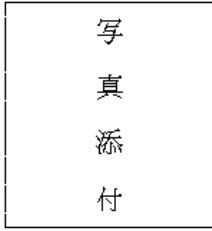
一 (略)

二 第十八条第一項又は第二項(これらの規定を第三十条又は第三十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者(次条に規定する者を除く。)

第五十三条の二 外国船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。)において第三十条又は第三十五条の七において準用する第十八条第一項又は第二項の規定による命令(第三十条において準用する場合にあつては、海域における行為に対するものに限る。)に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

第
号

身
分
証
明
書



官
職
氏
名

生
年
月
日

年
月
日
交
付

環
境
大
臣



自然環境保全法施行令（抄）

（自然保護取締官の資格及び権限）

第二条（略）

2 法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第十七条第一項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第三号及び第五号から第十六号までに掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 法第三十条において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては法第二十五条第四項第一号に掲げる行為のうち法第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第三号に掲げる行為にあつては法第二十七条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第四号に掲げる行為にあつては法第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除く。）について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

一 特別地区内における行為で、法第二十五条第四項各号に掲げるもの
二 野生動植物保護地区内における行為で、法第二十六条第三項本文に規定するもの

三 海域特別地区内における行為で、法第二十七条第三項各号に掲げるもの

四 普通地区内における行為で、法第二十八条第一項各号に掲げるもの

4 法第三十五条の七において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第三十五条の四第三項各号に掲げる特定行為について、その中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。